

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）粟井地区）を行うことについて令和4年12月28日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和5年1月25日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和5年1月17日

香川県知事 池 田 豊 人